

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第16号

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年鴨川市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「、条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

第22条第16号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に、「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同条第24号中「勤続15年に」を「市長が定める期間内において勤続15年に」に改める。

第33条を第37条とし、第32条の次に次の4条を加える。

（介護についての申出があった場合において知らせる事項及び方法）

第33条 条例第18条第1項に規定する介護両立支援制度等は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条の3第4項において準用する同条第1項の規定により深夜勤務をさせないこと。
 - (2) 条例第8条の3第4項において準用する同条第2項又は第3項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないこと。
 - (3) 第4条第3項第3号の規定により休憩時間を短縮すること。
 - (4) 第22条第17号の規定による要介護者の世話をを行うための休暇
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める制度又は措置
- 2 条例第18条第1項に規定するその他の事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 介護休暇に関する制度並びに前項各号に掲げる制度及び措置
 - (2) 介護休暇の承認の請求の請求先及び条例第18条第1項に規定する介護両立支援制度等の申告先、請求先又は申出先
 - (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 3 条例第18条第1項の規定により職員に対して前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法（第3号に掲げる方法にあつては、職員が希望する場合に限る。）のいずれかにより行わなければならない。
- (1) 面談による方法
 - (2) 書面を交付する方法
 - (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する

電気通信をいう。) (以下「電子メール等」という。) の送信 (当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下同じ。) をする方法

(介護についての申出をした職員の意向を確認するための措置)

第 34 条 条例第 18 条第 1 項に規定する面談その他の措置は、次に掲げるもの (第 3 号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。) とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信

(職員が 40 歳に達した日の属する年度において知らせる方法)

第 35 条 条例第 18 条第 2 項の規定により職員に対して第 33 条第 2 項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信の方法

(介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置)

第 36 条 条例第 19 条第 3 号に規定する措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

「

事由

を削る。

」

別記第 3 号様式中

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。